

相続人を確定するために必要となる戸籍

		子が相続人の場合	父母が相続人の場合	兄弟姉妹が相続人の場合	配偶者だけが相続人の場合
必要となる戸籍	1	被相続人の出生から死亡までの戸籍	被相続人の出生から死亡までの戸籍	被相続人の出生から死亡までの戸籍	被相続人の出生から死亡までの戸籍
	2	相続人全員の戸籍	相続人全員の戸籍	父母の出生から死亡までの戸籍	父母の出生から死亡までの戸籍
	3	すでに死亡している子がいる場合、その子の出生から死亡までの戸籍	すでに死亡している子がいる場合、その子の出生から死亡までの戸籍	すでに死亡している子がいる場合、その子の出生から死亡までの戸籍	すでに死亡している子がいる場合、その子の出生から死亡までの戸籍
	4		すでに父母の一方が死亡している場合、その死亡が記載された戸籍	祖父母の死亡の記載がある戸籍	祖父母の死亡の記載がある戸籍
	5			兄弟姉妹ですでに死亡している者がいる場合、その者の出生から死亡までの戸籍	兄弟姉妹ですでに死亡している者がいる場合、その者の出生から死亡までの戸籍
	6			相続人全員の戸籍	
必要となる理由	1	第1順位の相続人(子)の存在を確認。	第1順位の相続人(子)が存在しないことを証明し、第2順位の相続人である父母の存在を確認。	第1順位の相続人(子)が存在しないことを証明。	第1順位の相続人(子)が存在しないことを証明。
	2	第1順位の相続人(子)の生存を確認。	第2順位の相続人(父母)の生存を確認。	第2順位の相続人(父母)が存在しないことを証明するとともに、第3順位の相続人(兄弟姉妹)の存在を確認。	第2順位の相続人(父母)が存在しないことを証明するとともに、第3順位の相続人(兄弟姉妹)が存在しないことを証明。
	3	子の代襲相続人の有無を確認。 なお、代襲相続人の存在が判明した場合は、 代襲相続人の戸籍も必要 。	第1順位の相続人(子)の代襲相続人が存在しないことを証明。	第1順位の相続人(子)の代襲相続人が存在しないことを証明。	第1順位の相続人(子)の代襲相続人が存在しないことを証明。
	4		父母の一方が亡くなっていることを証明。	第2順位の相続人(祖父母)が存在しないことを証明。	第2順位の相続人(祖父母)が存在しないことを証明。
	5		※ なお、祖父母が相続人になる場合は、相続人(祖父母)よりも下の代の直系尊属(父母)の死亡が記載された戸籍が必要。	第3順位の相続人(兄弟姉妹)の代襲相続人の有無を確認するため。 なお、代襲相続人が判明した場合は、 代襲相続人の戸籍も必要 。	第3順位の相続人(兄弟姉妹)の代襲相続人存在しないことを証明。
	6			第3順位の相続人(兄弟姉妹)の生存を確認。	